

OCX-Router(v1) 個別規定

BBIX 株式会社

第 1 章 総則

第 1 条 (適用範囲)

1. BBIX 株式会社(以下「当社」といいます。)は、この OCX-Router(v1)個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange 利用規約に基づき、OCX-Router(v1)を提供します。OCX-Router(v1)のサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト(<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange 利用規約に定める個別規定として OCX-Router(v1)の利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定と Open Connectivity eXchange 利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange 利用規約に定める規定が適用されるものとします。

第 2 条 (定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange 利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「OCX-Router(v1)利用者」とは、OCX-Router(v1)利用契約を締結した者をいいます。
2. 「OCX-Router(v1) SLA」とは、OCX-Router(v1)に求められる品質保証の水準と、その水準の未達時に当社が OCX-Router(v1)利用者に対して行う返金などについて定めた合意のことをいいます。
3. 「OCX-Router(v1)利用契約」とは、本個別規定に基づき OCX-Router(v1)利用者と当社の間で成立する OCX-Router(v1)の利用に関する契約をいいます。
4. 「インスタンス」とは、専用コントロールパネル上で利用契約にかかる申込ができる、IP ルーティングおよび経路制御が可能な機能を持つルータの 1 単位をいいます。
5. 「インターフェース」とは、OCX-Router(v1)において、専用コントロールパネル上で利用契約にかかる申込ができる、IP パケットを送受信するための仮想インターフェースをいいます。

第 2 章 利用契約

第 3 条 （利用契約の条件）

OCX-Router(v1)利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

第 4 条 （利用契約の単位）

当社は、冗長構成で利用される 2 つのインスタンスごとに 1 つの OCX-Router(v1)利用契約を締結します。なお、1 つのリソースにつき 2 つのインスタンスを提供します。

第 5 条 （利用契約の成立）

1. OCX-Router(v1)利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. OCX-Router(v1)利用契約は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾を OCX-Router(v1)利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。

第 3 章 OCX-Router(v1)の提供

第 6 条 (OCX-Router(v1)の提供範囲)

1. 当社は、OCX-Router(v1)利用者に対し、本個別規定の内容に従い、OCX-Router(v1)を提供するものとします。
2. OCX-Router(v1)の SLA は、別紙に定める通りとします。

第 7 条 (インターフェース)

1. 当社は、OCX-Router(v1)利用者に対し、OCX-Router(v1)の 1 インスタンスあたりで利用できるインターフェースを最大 8 つ提供するものとします。
2. OCX-Router(v1)利用者は、当社所定の方法により、OCX-Router(v1)におけるインターフェース利用権の追加（以下、追加したインターフェースの利用権を「追加インターフェースライセンス」といいます。）および追加インターフェースライセンスの削減の申込を行うことができます。
3. 追加インターフェースライセンスの追加および削減は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾を OCX-Router(v1)利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に有効となるものとします。

第 8 条 (利用帯域の制限)

当社は、OCX-Router(v1)の提供について著しい影響を与える恐れがある場合に、事前の通知を行うことなく直ちに OCX-Router(v1)利用者のトラフィックを制限することができるものとします。

第4章 利用料金

第9条 (利用料金及び利用料金の計算方法)

1. OCX-Router(v1)の利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. 利用料金は、OCX-Router(v1)利用契約の申込を当社が承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
4. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
5. OCX-Router(v1)の利用料金の課金終了日は、OCX-Router(v1)利用者から解約の申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
6. OCX-Router(v1)利用契約がOCX-Router(v1)利用者による解約以外の方法で終了した場合、OCX-Router(v1)の利用料金の課金終了日はOCX-Router(v1)利用契約の終了日とし、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
7. 追加インターフェースライセンスの利用料金の課金開始日は、インターフェース追加の申込ごとに、当社がその申込を承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
8. 追加インターフェースライセンスの利用料金の課金終了日は、インターフェースライセンス削減の申込ごとに、当社がその申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。

第 5 章 OCX-Router(v1)利用契約の終了

第 10 条 (OCX-Router(v1)利用者による解約)

1. OCX-Router(v1)利用者が OCX-Router(v1)利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込むものとします。
2. OCX-Router(v1)利用契約は、前項に従って行われた OCX-Router(v1)利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、その承諾を OCX-Router(v1)利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に終了するものとします。

第 11 条 (専用コントロールパネルの利用契約終了による終了)

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、OCX-Router(v1)利用契約は自動的に終了します。

第 12 条 (利用契約終了後の取扱い)

OCX-Router(v1)利用契約の終了時点で存在する OCX-Router(v1)利用者の一切の債務については、OCX-Router(v1)利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

別紙: OCX-Router(v1) SLA (Service Level Agreement)

1. 定義・概略

当社は OCX-Router(v1)利用者に対し、下記に定める通り、本サービスの稼働率・稼働時間等を保証するものとする。

尚、稼働率・稼働時間等の計測は、当社設備にて実施するものとする。

- 月間ネットワーク稼働率：月間のネットワーク稼働率で下記数式により算出

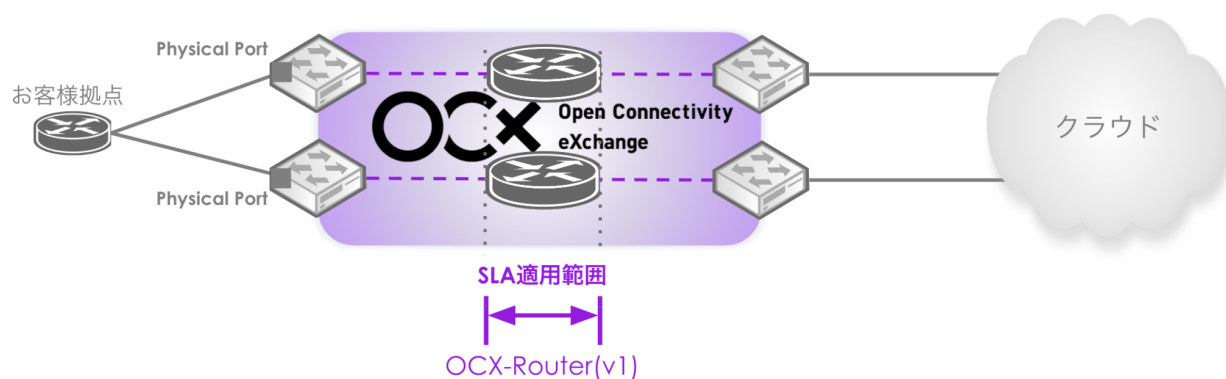
$$\text{月間ネットワーク稼働率 (\%)} = \frac{\text{月総時間} - \text{メンテナンス時間} - \text{累計故障時間}}{\text{月総時間} - \text{メンテナンス時間}} \times 100\%$$

- 月総時間：月 720 時間（30 日）
- 累計故障時間：月間の故障時間
- メンテナンス時間：月間のサービス断を伴うメンテナンス時間で
緊急メンテナンス時を含む
- 故障回復時間：故障発生時刻から故障回復時刻までの間
- 故障発生時刻：お客様から当社に故障申告した時刻
ただし、当社が故障申告と判断した場合
- 故障回復時刻：当社が故障回復を確認した時刻
- リソースメニュー：OCX-Router(v1)

2. 適用範囲・対象構成

SLA の対象構成・適用範囲は下図の通りとする。本 SLA では、下図に記載の OCX-Router(v1)に関する適用範囲を定めるものとする。

尚、SLA の適用条件として、本サービスが冗長構成で利用されていることを必須とする。



3. サービスレベル

本サービスの SLA 項目及び SLA 値は下表の通り。

SLA 項目	適用範囲	SLA 値
月間ネットワーク稼働率	冗長構成	99.999%以上
故障回復時間	冗長構成	1 時間以内

4. 返金

- 4.1 サービスレベルを満たせなかった場合、お客様の返金請求に基づき返金手続きを行う。
- 4.2 お客様は故障日から起算して 30 日以内に返金請求を行う。30 日以内に返金請求がなかった場合は、お客様は返金請求を行うことができないものとする。
- 4.3 返金請求を受けた場合、調査を実施しお客様へ報告する。当社が SLA 適用と認めた時は、SLA 適用と認めた日の翌々月以降に返金する。
- 4.4 返金率は下表の通りとする。

SLA 項目	適用範囲	返金率	
月間ネットワーク稼働率	冗長構成	99.999%以上	当該月額費用の 0%
		99.99%以上、99.999%未満	当該月額費用の 2%
		99.9%以上、99.99%未満	当該月額費用の 5%
		99.0%以上、99.9%未満	当該月額費用の 10%
		97.0%以上、99.0%未満	当該月額費用の 25%
		97.0%未満	当該月額費用の 50%
故障回復時間	冗長構成	1 時間未満	当該月額費用の 0%
		1 時間以上 2 時間未満	当該月額費用の 10%
		2 時間以上 4 時間未満	当該月額費用の 20%
		4 時間以上 6 時間未満	当該月額費用の 30%
		6 時間以上 8 時間未満	当該月額費用の 40%
		8 時間以上 72 時間未満	当該月額費用の 50%
		72 時間以上	当該月額費用の 100%

(2022 年 11 月 24 日 制定実施)

(2023 年 2 月 15 日 改定実施)

(2024 年 3 月 27 日 改定実施)

(2024 年 10 月 3 日 改定実施)

(2026 年 8 月 13 日 改定実施)